

県立・国立の学校へ就学している保護者のみなさまへ

令和8年度 就学援助費のご案内

大和高田市教育委員会

大和高田市では、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費・校外活動費・修学旅行費・給食費等の学校での学習に必要な費用の一部を援助しています。
県立・国立の学校へ就学している方に対しても、下記の認定基準に該当する場合につきましては支給対象となります。
申請を希望される方は、**6月1日(月)**までに以下のとおり手続きしてください。

1 対象者（認定基準）	
申請理由	提出書類
① 令和8年度の市民税が非課税である (令和8年1月1日時点で大和高田市に住民票があった方)(★1)(★2) ※世帯員全員が非課税の場合に限る	1. 就学援助費受給申請書 2. 振込口座の通帳またはキャッシュカードのコピー
② 令和8年度の市町村民税が非課税である (令和8年1月1日時点で大和高田市に住民票がなかった方)(★3) ※世帯員全員が非課税の場合に限る	1. 就学援助費受給申請書 2. 振込口座の通帳またはキャッシュカードのコピー ※窓口にてマイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード及び写真付き身分証明書(運転免許証など)の提示をお願いします。(★4)

(★1) 支給判定のために、令和8年度【令和7年所得分】市民税課税のための所得申告を済ませておいてください。令和7年中に収入のない方も所得の申告が必要です。未申告の場合、認定作業をおこなうことができません。

(★2) 同一世帯の方全員が基準を満たしている必要があります。また、生計を一にする保護者等が、単身赴任等により別居している場合も同一世帯とみなします。

(★3)(★4) 申請理由②に該当する場合は、他市町村(前住所地)への税情報の照会のため、マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード及び写真付き身分証明書(運転免許証など)の提示が必要となります。

2 提出期限（期間厳守）

令和8年6月1日(月)まで

※期限後に申請された方は、申請月の翌月分から支給します。

新入学学用品費を支給できない他、修学旅行等も支給できない場合がありますので、必ず期間中に申請してください。(修学旅行が6月末日までに実施される場合、修学旅行費は当初申請のみ支給となります。)

裏面につづく

3 提出先

市役所 2 階の学校教育課へ提出してください。

(申請用紙は、学校教育課にあります。また、大和高田市ホームページからもダウンロードできます。)

4 受給認定結果について

当初申請分：6月下旬頃

途中申請分：通常、受付日より 1 か月程度で通知

5 支給方法について

援助費は、毎学期末を目処に 3 回に分けて、保護者の指定した口座へ直接振込いたします。

6 その他注意事項

・認定後に、世帯構成や市町村民税額に変更があった場合は、必ず学校教育課までご連絡ください。
・入学前に新入学準備金を受給された方は、1 学期末に支給される新入学学用品費・通学用品購入費は支給対象外となります。ただし、今年度については差額を支給しますので、対象となる方には別途通知いたします。

- ・校外活動費（泊あり・なし）及びオンライン通信費については 3 学期にまとめて支給します。
- ・支給金額についてはホームページに掲載しておりますので、そちらをご確認ください。

<問い合わせ先>

大和高田市教育委員会事務局教育部 学校教育課（市役所 2 階）
Tel.0745-22-1101（内線 2954）